

豚熱・アフリカ豚熱対策と感染拡大防止について

平成30年9月、国内で26年ぶりに発生した豚熱は、昨年の豚へのワクチン接種以降、農場での新たな発生は抑えられてきたが、本年9月に群馬県の接種農場で発生し、さらに野生いのししの感染は21都府県で確認され、発生から2年を経てなお全国に拡大しており、豚熱の終息に向けては、息の長い取り組みが必要である。

また、より感染力が強くワクチンがないアフリカ豚熱がアジアや欧州で猛威を振るっており、今後、新型コロナウイルス感染症の収束に伴い海外との人・モノの動きが活発となれば、国内侵入リスクが更に高まることが懸念される。

これら悪性伝染病が一たびまん延すれば、我が国の畜産業及び関連産業に甚大な被害をもたらす、その再生には長い期間を要することから、次なる発生に備え、支援策の充実等を図る必要がある。

こうした課題に対応するため、国においては、引き続き、国家レベルの危機管理事案として、豚熱の終息と産地の再生、アフリカ豚熱の発生防止のため、次の事項について措置を講じることを強く求める。

1 発生原因の解明と早期の終息

豚熱・アフリカ豚熱ウイルスの農場への侵入防止対策を的確に実施するため、ワクチン接種下で発生した今回の事例を含め、感染経路や発生原因を早急に解明し、必要に応じて対策の見直しを行うとともに、あらゆる手段を行使し、一刻も早く事態を終息させること。

2 法改正、基準強化への対応

- (1) 改正家畜伝染病予防法に基づき、都道府県知事が、まん延防止のため緊急に行う勧告・命令の発動要件や予防的殺処分の発動要件などを予め整理し明確化したうえで、措置内容等をガイドライン等により分かりやすく示すこと。
- (2) 養豚農業振興法の改正の趣旨を踏まえ、農場の施設整備への支援など、アフリカ豚熱の脅威にも備えた飼養衛生管理の向上の促進に必要な施策を講じること。
- (3) エコフィードの加熱基準強化に伴う農家や食品リサイクル事業者の負担増への支援策を講じること。

3 ワクチン接種のあり方

- (1) 野生いのししを介したまん延防止のための豚へのワクチン接種については、具体的な要件（地域的な広がり、感染のスピード等）を明確化すること。また、接種に係る費用については、国が全額を負担すること。
- (2) 接種都府県が実施する免疫付与状況検査結果を踏まえ、より適切な検査方法や接種時期などの方針を早急に示し、徹底を図ること。
- (3) ワクチン接種については、都道府県の管理下での民間獣医師による接種を認めるなど、持続可能な接種体制とすること。なお、臨時の家畜防疫員の報酬については、雇上げ獣医師と同様、国が一定の費用負担を行うこと。
- (4) ワクチン接種農場における豚熱発生時の全頭殺処分については、野外ウイルスの拡散防止など一定の措置を講じたうえで、感染リスクの低いワクチン接種豚を殺処分から除外するなどの検討を行うこと。
- (5) ワクチン接種豚の移動制限による影響緩和のため、国は「種豚等流通円滑化推進緊急対策事業」を創設したが、当該事業を活用しても、なお経営への影響は大きいと見られ、移動制限による収入減額分を補填する制度を創設するなど、国において更なる対策を講じること。
- (6) 国産マーカーワクチンの開発を加速し、現行（非マーカー）ワクチンからの移行の是非を早急に判断すること。
- (7) ワクチン接種に伴い、取引価格の下落、風評被害等による生産者・流通業者の損失が生じた場合は、国において対策を講じること。

4 野生いのしし対策

- (1) 野生いのしし対策を重点的かつ効果的に推進するため、国において生息頭数や浸潤状況等の広域調査を実施するとともに、豚熱撲滅に向けた方針、目標値及びその実現を図るための行程を示すこと。
- (2) 経口ワクチン散布について、年間を通じて計画的な散布が実施でき

るよう、国において必要な予算を全額措置するとともに、予め年間の必要量を一括輸入するなど経口ワクチンの確実な確保を図ること。また、野生いのししの捕獲関連経費についても、引き続き、国が責任をもって十分な予算を確保すること。

(3) 経口ワクチンの内製化に向けた取組みを加速すること。

(4) 野生いのしし感染の全国的な拡大を防ぐためのワクチンベルト構築にあたっては、ヘリコプターによる散布など国が主体的に実施すること。

5 産地の再生支援

(1) 発生農家の休業が長期にわたり、再開後も経営が軌道に乗るまでには期間を要することから、家畜防疫互助基金の農家掛け金の後年度にわたる平準化措置の導入、無利子、保証料なしの融資制度を創設するなど、経営再建に向けた支援措置の充実を図ること。

(2) 地域の養豚生産を支えたと畜・流通・飼料など関連事業者に対し、取扱量の減少、出荷遅延による規格外の滞留豚処理に係るコスト増などに対する支援措置の充実、支援に係る稼働休止期間などの要件の緩和を図ること。

6 水際対策、アフリカ豚熱への備え

(1) アフリカ豚熱の国内侵入を防止するため、罰則の厳格な適用や入国拒否を可能とする入国管理法改正等により、違法畜産物の持ち込みに抑止力を働かせるとともに、地方の空港やクルーズ船等が寄港する港においても、検疫探知犬の大幅な増頭と常時配置を行い、違法畜産物の持ち込みを確実に摘発する体制を整備するなど、一層の水際対策の強化、徹底を図ること。

(2) アフリカ豚熱の予防的殺処分の実施要件（「真に他の手段がない場合」、野生いのししが感染した場合の「当該動物の生息状況」、「病原体の拡散状況」、「家畜の飼養衛生管理の状況」など）の具体的考え方を予め明確にすること。

(3) アフリカ豚熱ワクチンの早期開発・実用化を進めること。

7 人材確保対策の強化

全国的に不足している産業動物獣医師や都道府県獣医師の確保・育成を図るため、国において修学資金貸与に係る十分な予算を確保するなど、支援策の充実を図ること。

8 地方財政措置の充実

豚熱・アフリカ豚熱対策として地方が支出する経費については、単独事業も含め、十分な特別交付税措置を講じること。

2020（令和2）年11月

中部圏知事会

富山県知事	新田	八朗
石川県知事	谷本	正憲
福井県知事	杉本	達治
長野県知事	阿部	守一
岐阜県知事	古田	肇
静岡県知事	川勝	平太
愛知県知事	大村	秀章
三重県知事	鈴木	英敬
滋賀県知事	三日月	大造
名古屋市長	河村	たかし